

監 指 第 7 8 5 号
介 第 1 8 2 0 号
平成29年 3月31日

各指定（介護予防）通所介護事業者 様
各指定地域密着型通所介護事業者 様
各指定認知症対応型通所介護事業者 様

松江市長 松浦正敬
（健康福祉部監査指導課）
（健康福祉部介護保険課）

指定（介護予防）通所介護事業者による保険給付の範囲外の 通所介護サービスの取扱いについて

日頃より、本市の介護保険事業の推進につきまして、ご理解を賜り厚くお礼を申し上げます。
さて、指定（介護予防）通所介護（以下「通所介護」という。）の介護保険給付の範囲外サービス（体験利用等）の取り扱いについて多くの問い合わせを頂いていることから、取り扱いを整理し下記のとおりお知らせします。

記

1. 居宅サービス計画に基づくサービス提供

通所介護の提供については、通所介護の人員、設備、運営の基準において「利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう及び介護予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行わなければならない」とされており、また「居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供しなければならない」とされています。

これは、通所介護は居宅サービス計画と居宅サービス計画に沿った通所介護計画に基づいて適切に行われるものであることを示しており、居宅サービス計画に基づかないサービスは介護保険給付の対象には想定しておりません。

2. 利用の選択に資することを目的として提供する保険給付範囲外のサービス

通所介護の利用の選択に資することを目的として提供する保険給付外のサービスについては、介護保険の通所介護事業とは別の事業として明確に区分し、次のような方法により別の料金設定において実施してください。

- （1）利用者に、保険給付範囲外のサービスが通所介護の事業とは別事業であることを説明し理解を得ること。
- （2）保険給付範囲外のサービスの目的、運営方針、利用料等が、通所介護の運営規程とは別に定められていること。
- （3）保険給付範囲外のサービスの事業に係る会計が通所介護の事業の会計と区分されていること。

[居宅基準第96条第2項、基準解釈通知]

<留意事項>

通所介護提供時間中に保険給付範囲外のサービス契約者を受け入れる際は、通所介護利用者と保険給付範囲外のサービス利用者の合計人数に対して指定通所介護サービスの人員配置、設備基準を満たすこと。

上記の取り扱いは、**地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護も同様です**。事業実施にあたってはご注意ください。

[地域密着型サービス基準第 24 条第 2 項、49 条第 2 項、基準解釈通知]

なお、本通知が、居宅介護（介護予防）支援計画及び通所介護計画の立案や要介護（要支援）状態の利用者が事業所又はサービスを選択する手段等における、**通所介護事業所等への見学を制限する趣旨ではない**ことをあらかじめ申し添えます。

松江市健康福祉部

監査指導課 監査指導係

TEL 55-5689

FAX 55-5566

介護保険課 給付係

TEL 55-5933

FAX 55-6186